

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 1 日から 49 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

昭和 48 年 5 月 1 日から A 社 B 支店 C 事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支店に勤務していた複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間に同社 B 支店に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によると、A 社 B 支店における取得日が昭和 49 年 3 月 1 日となっており、厚生年金保険の資格取得記録と一致している上、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、健康保険の整理番号に欠番が無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間の 1 か月前に資格取得した同僚に照会したところ、「私は 3 月から A 社 B 支店に勤務したが、厚生年金保険の加入は 1 か月後である。」「私は 2 月から手伝いとして働き、4 月から正社員として勤務し、厚生年金保険に加入した。申立人は、私が正社員になった 1 か月後から手伝いで来ていたと記憶している。」との回答を得ていることから、当時の事業主は、勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況になかったことがうかがえる。

さらに、A 社 B 支店の合併先である D 社に照会したところ、「書類は引き継いでいるが、申立期間当時の資料は無い。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月 1 日から 40 年 3 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険業務センター（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。

A社B事業所に季節雇用として勤務していたが、同社を退職後、C社会保険事務所（当時）から厚生年金保険に関する通知と思われる「ハガキ」を受け取った記憶がある。

厚生年金保険料が給与から控除されていたかは不明であるが、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間を含む昭和 39 年 12 月 12 日から 40 年 4 月 10 日までの期間においてA社（現在は、D社）B事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A社B事業所に季節雇用として勤務していたとしているところ、D社は、「当時の資料は無く、申立人の厚生年金保険の加入状況等については不明である。」と回答しているものの、申立期間当時、A社B事業所で労務を担当していた者は、「当時、季節雇用者は、4か月未満の雇用期間が主流で、社会保険には加入していなかった。」と供述しているほか、A社で職員の採用を担当していた者は、「季節雇用者は、雇用保険は加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。また、勤務期間中の病気や怪我のために、各自の地元で加入していた健康保険証を勤務時に持参するよう指導していた。」と供述していることから、当時の事業主は、季節雇用者を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点は見当たらない上、国民年金被保険者台帳の記録から、申立人は、昭和 39 年 11 月から 40

年3月までの国民年金保険料を41年10月22日に納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、当時、C社会保険事務所から厚生年金保険の加入に関する通知と思われる「ハガキ」を受け取り、A社B事業所の退職後に勤務した事業所に提出したとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の厚生年金保険記号番号（昭和41年12月7日資格取得）は新規に払い出されていることが確認でき、同「ハガキ」は厚生年金保険の加入に関する通知であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。

A事業所に平成 8 年 6 月 30 日まで勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 6 月 30 日までA事業所において、継続して医療事務に従事し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、申立人の雇用保険の加入記録によると同事業所における離職日は同年 6 月 27 日となっている上、複数の同僚等の供述からも、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、A事業所に照会したところ、「当事業所は経営権の買取りにより経営者が変わっており、2回継承されている。申立期間当時の職員も、当時のことを知っている者もおらず、資料も残っていない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立人がA事業所を退職した後の平成 8 年 7 月 1 日に資格取得記録のある事業所に照会したところ、申立人に係る平成 8 年分の社会保険料控除額を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月 2 日から 10 年 7 月 31 日まで
厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間について標準報酬月額が 24 万円と記録されていることが判明した。
A 事業所には年俸 450 万円の契約で勤務した。450 万円を 12 か月で割ると 37 万 5,000 円となり、標準報酬月額は 38 万円となるはずなので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した雇用契約書及び労働賃金請求事件判決正本の写しにより、申立人と A 事業所は、年俸 450 万円、支払方法については毎月 30 万円の月給のほかに毎年 4 月に 60 万円、8 月に 30 万円を支払うという約定で雇用契約を結んだことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、当時の事業主で事務長であった者に照会したところ、「当時の賃金台帳等の書類は既に整理していて保管していない。雇用契約の内容は不明だが、当時事業所の経営状態が悪く、月額 24 万円までの給料しか払えず、その金額で標準報酬月額の届出をし、保険料もその金額で算定して控除していた。給与明細書にもその金額が記載されているはずである。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除等について確認することができない。

また、オンライン記録により、申立期間における A 事業所に係る被保険者記録を確認したところ、他の被保険者と比較して申立人のみが低額で記録されているなどの不自然な点は見当たらないほか、申立期間当時、同事業所において、申立人と同様の業務を担当していたとする複数の者も、申立人と同額以下の標準報酬月額で記録されている。

さらに、申立人と同時期に資格を有する複数の者に照会したところ、「自分の標準報酬月額はだいたい給料に見合った額だと思う。当時、A事業所は経営状態が悪く、雇用保険も掛けてもらえなかったし、最後の給料も3か月後に振り込まれる状態だった。当時の給与明細書は保管していない。」、「自分の標準報酬月額は実際の給料とだいたい同じだと思う。事業所の経営状態は悪く、給料が遅れて支給されることが多かった。当時の給与明細書は保管していない。」との供述を得ている。

加えて、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月26日から同年11月19日まで
(船舶所有者・A氏)
② 昭和35年1月4日から同年3月14日まで
(B社)
③ 昭和39年10月28日から同年12月15日まで
(船舶所有者・C氏)

船員保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間に加入記録が無いとの回答を得た。

船員手帳に乗船した記載があり、船員保険料も引かれていたので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者のA氏に係る申立期間①について、同期間に船員保険の加入記録のある複数の同僚に照会したところ、「申立人はサンマ漁から乗船してきた。」と供述しており、船員手帳に記載された雇入年月日はサンマ漁の漁期と符合していることから、申立人が乗船していたことを裏付けている。

しかし、申立期間に船員保険の加入記録のある複数の同僚は、「船員保険の加入については船主から説明を受けていない。」、「船員保険には具体的にどのように加入していたかは不明。」と供述している。

また、船舶所有者のA氏は申立期間後に法人となったが、既に解散している上、申立期間当時に船員保険の加入記録がある船舶所有者の親族も死亡しているため、申立人の船員保険料控除について確認することができない。

船舶所有者のB社に係る申立期間②について、船員保険被保険者名簿によると、申立期間の昭和35年1月に船員保険の資格を取得している者は11人いるが、全員が死亡又は所在不明で当時の状況を確認することができない。

また、複数回にわたってB社において被保険者となっている6人に照会し

たところ、2人から回答があったが、いずれも申立人が乗船したとする漁船には乗船しておらず、申立人の船員保険の加入について確認することができない。

さらに、B社は平成17年12月31日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっているが、事業所は現存しているため現在の事業主に照会したところ、「漁船漁業は廃業しており、申立期間当時の資料は無く、詳細は不明である。」との回答を得ており、申立人の船員保険料控除について確認することができない。

船舶所有者のC氏に係る申立期間③について、船員保険被保険者名簿によると、申立期間に船員保険の加入記録があり、申立人の船員手帳に記載されている「D船」に乗船したと思われる者は13人いる。このうち、所在が判明した3人のうち1人から、「船員手帳も無く、船長及び乗組員の名前も憶えていない。どのように船員保険が掛けられていたかも分からない。」との回答を得ているほか、申立人と入れ替わりで下船したと思われる乗組員5人のうち、所在が判明した1人は、「下船した経過や申立人のことは分からない。船舶所有者のC氏において、船員保険がどのように掛けられていたかは不明。」と回答している。

また、船舶所有者のC氏は、その後、法人化されたため、現在の事業主に照会したところ、「当時は船舶所有者のC氏が船員保険についての手続を行っていたが、既に死亡しており詳細は不明であり、当時の資料も残っていない。」との回答を得ており、申立人の船員保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主(船舶所有者)により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 46 年 11 月から 47 年 4 月 30 日まで、A社B事業所の調理師として同社B事業所が運営する飲食店「C」に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、A社B事業所が運営する飲食店「C」に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び同社B事業所における厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A社に申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について照会したところ、「当時の同社B事業所関連の書類が保管されていないため詳細は分からない。よって、申立人に係る入退社の確認ができない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間当時にA社B事業所で社会保険関係の事務を担当していた者は、「当時、A社B事業所では、飲食店「C」やスポーツ大会の選手村の食堂開設もあり、職員の出入りが激しかった。厚生年金保険等の手続については、一定期間、様子を見た上で上司から手続の指示がされた。通常、職員を本採用する場合、勤務してから1年くらい後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述している。

加えて、他の複数の同僚は、「A社B事業所では採用後数か月の試用期間があり、その後厚生年金保険への加入を判断していた。」、「採用した職員が継続して勤務できるかどうか、また、職場になじめるかどうか、しばらく様子を見てから加入させていたと思われる。」と供述していることから、当

時の事業主は勤務していた者を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。